

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向け融資のご案内

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様の資金繰りを支援するため、以下の融資制度を運用しています。

ご利用できる融資制度の概要

資金名	パワーアップ融資		新型コロナウイルス感染症対策融資
対象者要件	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有する中小企業者 次のいずれかに該当 売上高等が前年同期比で ①5%以上減少※1 (セーフティネット保証5号利用) ②20%以上減少 (セーフティネット保証4号利用) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有する中小企業者 売上高等が前年同期比で15%以上減少 (危機関連保証利用) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有する中小企業者 次のいずれかに該当 売上高等が前年同期比で ①5%以上減少※1 (セーフティネット保証5号利用) ②15%以上減少 (危機関連保証利用) ③20%以上減少 (セーフティネット保証4号利用)
市町村発行の認定書	必要	必要	必要
融資限度額	運転資金：5,000万円	設備・運転・併用：5,000万円	設備・運転・併用：8,000万円
融資期間	7年(据置2年)	設備：10年(据置3年) 運転・併用：7年(据置2年)	設備・運転・併用：10年(据置5年)
融資利率	年1.3%～1.5%	年1.3%～1.6%	年1.3%～1.6%
利子補給	当初3年間10/10を県が補給		当初3年間、融資額3,000万円を上限に利子補給により実質ゼロ(要件あり※2)
信用保証料	年0.70%		年0.70%～0.85%
保証料補助	上記保証料の5/10を県が補助		融資額3,000万円を上限に国による補助により実質ゼロ(要件あり※2)
その他			保証付既存融資について本制度への借換え可能

※1 国が指定する業種が対象となります。

詳しくは中小企業庁 HP ➡ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

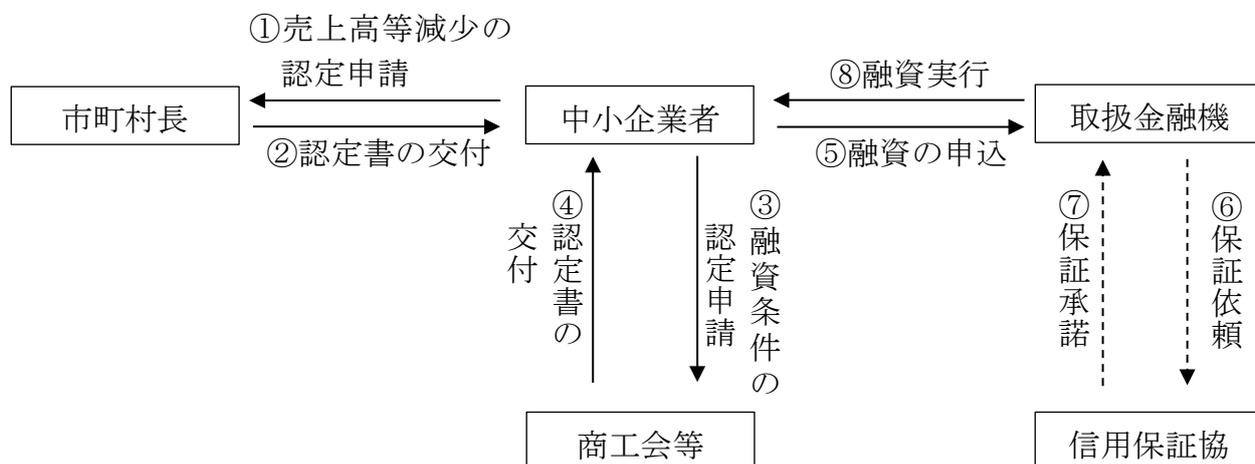
※2 保証料補助・利子補給の適用要件

- ①個人事業主かつ小規模事業者で売上減少5%以上：保証料補助10/10, 利子補給10/10
- ②上記を除く中小企業者で売上減少15%以上：保証料補助10/10, 利子補給10/10
- ③上記を除く中小企業者で売上減少5%以上15%未満：保証料補助5/10

融資の流れ

融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ

融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けてもご希望に添えない場合があります。



取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・
栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・
烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・
商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

取扱期間

- ・パワーアップ融資 : 令和3年3月31日融資実行分まで
- ・新型コロナウイルス感染症対策融資 : 令和2年5月1日から同年12月31日までの間に保証申込受け、令和3年1月31日融資実行分まで

お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-3530

令和2年4月作